

入 札 参 加 者 の 心 得

入 札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出すること。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができない。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければならない。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記すること。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出すること。
なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。
- 6 入札情報の【注意事項】により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間の総額とする。）から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額として入札書に記載すること（入札金額は整数とすること）。
記載事項を訂正するときは、押印した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、その部分に押印するとともに、上部に正書すること。押印に代えて責任者等を記載した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載（訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、担当者欄に訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。）すること。ただし、いずれの方法であっても、金額の訂正は認められない。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによる。
- 8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - (3) 委任状の提出がない代理人のしたもの
 - (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (5) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書の場合は、責任者等の氏名及び連絡先の記載がないもの）
 - (6) 金額を訂正したもの
 - (7) 下記「開札」7により提出された内訳書に記載された単価、数量・単位等による内訳金額と入札金額とが異なるもの
 - (8) 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
 - (9) 市指定様式以外の入札書を使用したもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開 札

- 1 入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、再度の入札を行う。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格（最低制限価格に満たない入札をした者等）となった者は、再度の入札に参加することができない。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とする。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とする。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡する。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。
また、入札結果は、速やかに、総合教育センターのホームページで公表します。また、総合教育センターの窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）の基づく閲覧に供するものとする。
- 5 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定する（くじの辞退はできない。）。
- 6 落札後、別途指示する期間までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱うものとする。
- 7 落札業者は、当該入札書の入札金額の内訳等（品名・規格、単価、作業費、賃借料率等）の分かる「内訳書」を提出すること。

入札の停止、中止及び取消し

- 1 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。